

別紙 1

剣道四段・五段審査会（再審査を含む）実施要項

1 期日

令和8年2月14日（土）午前9時30分から
※ 受付時間 午前8時40分～同9時10分まで

2 場所

維新百年記念公園 維新大晁アリーナ「武道館」

3 審査方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び（一財）山口県剣道連盟剣道・居合道・杖道称号段位審査規程による。

4 受審資格

(1) 地区剣道連盟の会員であること。

(2) 各段の修行年数を経過している者

- 四段受審者（三段受有後3年以上修行していること。）
令和5年2月28日以前に三段を取得した者。
- 五段受審者（四段受有後4年以上修行していること。）
令和4年2月28日以前に四段を取得した者。

(3) 受審資格の短縮等による優遇的措置

全日本剣道連盟において、「特に優秀と認められた者」として認定された者が四段を受審する場合は、三段受有後2年以上修業していること。

5 審査科目

(1) 受審者

実技、日本剣道形、学科（レポートを提出）

(2) 再審査（過去1年内に実技を合格している者）

日本剣道形、学科（レポートを提出）

※ 学科（レポート）について

- 学科は、別紙「令和7年度昇段審査等学科試験問題」の下部に記載している注意事項を厳守すること。
- 社会体育指導者資格初級認定者は、五段の学科審査を免除する。